

総行情第164号
閣副第553号
令和7年7月16日

各府省庁情報セキュリティ担当課長 殿
各府省庁調査改善担当課長 殿

総務省地域力創造グループ地域情報化企画室長
内閣官房行政改革推進本部事務局参事官
(公 印 省 略)

「一斉通知・調査システム」の利用拡大について（依頼）

各府省庁におかれましては、日頃から行政改革の取組に御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

総務省地域力創造グループ地域情報化企画室では、全国の自治体を対象とした通知・調査・照会業務等を円滑に進めることを目的に一斉通知・調査システム（以下「本システム」という。）を運用しています。

本システムは、全国の自治体の担当者宛に都道府県を經由せず一斉に通知・調査を発出することができるシステムです。本システムにより、自治体のメールの開封状況のリアルタイムでの確認や調査結果の自動集計を含め、通知や照会の一元的な管理ができるようになり、確認・展開漏れの防止が容易になるとともに、国・自治体の職員の負担軽減につながるものとなっています。また、令和7年3月のシステム改修によって、「Q&A 機能」、「過去案件を参照した調査票の作成機能」、「調査票の条件分岐機能」等の機能が追加され、さらに利便性が向上しています。

令和7年4月11日付けの事務連絡においてお知らせしたとおり、本システムについては、第2回国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会（以下「協議会」という。）（令和6年10月）において、都道府県を通じた経由調査における国・自治体の職員の業務効率化のための取組としてさらなる利用拡大について検討することとされたことを踏まえ、令和7年3月に「経由調査の一斉調査システムの利用拡大等に係る共通化推進方針（案）」（以下「推進方針案」という。）がとりまとめられました。これを踏まえ、当該事務連絡においては、各府省庁に対して本システムの積極的な利用に向けたご検討を開始するようお願いしたところですが、その後、第3回協議会（令和7年6月）において、推進方針案は同意されたため、令和7年6月2日付けで、内閣官房行政改革推進本部事務局（以下「行革事務局」という。）・調査を所管する府省庁・総務省の連名により、「経由調査

の一斉調査システムの利用拡大等に係る共通化推進方針」（以下「推進方針」という。）を決定したところです。

推進方針では、本システムの利活用推進に向けて、各府省庁において、

- ・ 調査に利用する場合に挙げられるような課題がほとんどない自治体への「通知」について、まずは本システムの利用を検討すること
- ・ 必ずしも 100%の回収率を求めない調査や市町村の入力項目が少ない調査などにおける本システムの全面的な活用を検討すること
- ・ 本システムの全面的な活用が困難な場合は、未回答の自治体に対する督促など本システムの部分的な活用を検討すること
- ・ 地方分権改革に関する提案募集における自治体の経由廃止を求める提案については、提案の実現に向けて、各府省において、一斉通知・調査システムの利用拡大について、真摯に検討を行うこと

とされています。

各府省庁におかれましては、別紙に記載している本システムの概要や使用方法等も確認いただき、推進方針の内容を踏まえた上で、本システムを積極的にご利用いただくようお願いいたします。

なお、推進方針においては、「行革事務局及び総務省地域力創造グループ（略）においては、調査改善の取組（注：各府省等が行う調査等を改善するための恒常的な仕組み）を活用し、調査等リストの更新時に一斉調査システムの利用状況を把握し、協議会に報告する。」とされておりますので、申し添えます。

（別紙 1） 経由調査の一斉調査システムの利用拡大等に係る共通化推進方針

（別紙 2） 本システムの概要

（別紙 3） 本システムの簡単マニュアル

（別紙 4） 一斉通知・調査システムの利用拡大について

【問い合わせ先】

総務省地域力創造グループ地域情報化企画室
石川補佐、作井係長、渡邊事務官
電 話：03-5253-5525（直通）
E-mail：chisei@soumu.go.jp